

平成 19 年 5 月 11 日

金融庁監督局保険課 御中

全 国 銀 行 協 会
業 務 部

「『保険会社向けの総合的な監督指針』及び『少額短期保険業者向けの監督指針』の一部改正（案）」に対する全銀協意見書について

今般、当協会では、標記監督指針の改正案について下記のとおり質問を述べさせていただきますので、ご検討いただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「別紙 2」の「 - 3 - 3 - 2 生命保険契約の締結及び保険募集」および「 - 3 - 3 - 6 損害保険契約の締結及び保険募集」の「(5)」について

保険業法施行規則第 212 条第 2 項第 2 号および保険会社向けの総合的な監督指針 - 3 - 3 - 9 - 3 を踏まえ、銀行等が保険募集の公正を確保すること並びに保険契約の締結にあたり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報提供のため、銀行等が作成・明示する「当該銀行等が取扱う同一種目の保険商品一覧表」（商品名や引受保険会社名等を記載したもの。別紙 1 参照）は、ここで規定する『表示』には含まれないとの理解でよいか。

2. 同「(5)」の「イ」について

(1) 複数の保険商品の契約内容に関して、(注 2) に定める a、b の各要件が全て充足されていれば、次の場合はいずれも『保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したもの』と考えられるとの理解でよいか。

保険会社向けの総合的な監督指針 - 3 - 3 - 2 (2) イに記載の「契約概要」の記載項目は全て記載したうえで、各項目の記載内容を抜粋または要約して表形式にまとめ表示する場合

「契約概要」の記載項目を一部省略し、複数の保険商品の契約内容の一部分を要約したものを表形式にまとめ表示する場合

(2) 商品内容の全般的な比較をより一覧性の高い媒体で行いたいと希望する顧客に対して、募集代理店のホームページや「取扱商品一覧」において、取扱商品に共通して存在すると認められる事由や特徴（定額または変額、円建または外貨建〔およびその取扱通貨種類〕、年金原資保証または年金受取総額保証か否か、等）により分類し、それぞれの商品分類別に特徴を表示する（別紙2参照）ことは、『保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること』には該当しないとの理解でよい。

3. 同「(5)」の「イ」「(注2) a .」について

比較表示の対象とした全ての保険商品について、『比較表示を受けた顧客が「契約概要」を入手したいと希望したときに、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置』として、次のような措置でも問題ないか確認したい。

- ・募集代理店のホームページ上に「各商品の契約概要はこちらでご覧いただけます」等の記載をした上で、保険会社の商品説明ホームページへのリンクを貼り付け、当該保険会社のホームページ上に「契約概要」を表示すること

4. 同「 - 3 - 3 - 2」の「(5)」について

『他保険会社の商品等との比較表示を行う場合』には、次のような場合も含まれると理解してよい。

- ・生命保険商品（例えば個人年金保険）と損害保険商品（例えば年金払い積立傷害保険）との比較

5. 同「 - 3 - 3 - 2」の「(5)」および「 - 3 - 3 - 6」の「(5)」について

(1) 『提供する比較情報の中立性・公平性を損ない得るような特別の利害関係（例えば、強い資本関係が存在する等）』とは、具体的にはどのような関係をいうのか。また「強い資本関係」とはどの程度のことをいうのか確認したい。

(2) 『比較の対象となった保険商品を提供する保険会社や代理店等との間に、提供する比較情報の中立性・公平性を損ない得るような特別の利害関係を有していないか』を『顧客に対して明示することが望ましい』とあるが、これは例えば「当行取扱いの商品に関し、当行は特定の保険会社・保険商品をお勧めするものではありません。お客さまご自身のご判断により商品をご選択ください。」等の記載をもって、この趣旨を満たすと理解してよい。

以上

生命保険商品一覧

当行にて新規ご契約の取扱いをしている商品は、以下のとおりでございます。

お客さまに、ニーズに合った商品をお選びいただけるよう努めてまいります。

投資型年金保険(円建て)

商品名	引受保険会社名
投資型年金保険 スマート	A生命保険株式会社
投資型年金保険 ベスト	B生命保険株式会社
投資型年金保険 アクティブ	C生命保険相互会社
投資型年金保険 ステップ	D生命保険株式会社
投資型年金保険 プラス	E生命保険相互会社

定額年金保険

商品名	引受保険会社名
グッド ストーリーズ ^{*1}	F生命保険株式会社
マイドリーム ^{*2}	G生命保険相互会社

^{*1}円建て、外貨建ての運用から選択いただけます。 ^{*2}円建ての運用です。

一時払終身保険(円建て)

商品名	引受保険会社名
一時払終身保険 フレンド	H生命保険相互会社
一時払終身保険 バリュー	G生命保険相互会社

当行は生命保険の募集代理店です。生命保険の引き受けは行っておりません。生命保険の引き受けは引受保険会社が行っております。

預金ではなく生命保険商品です。当行が元本を保証する商品ではありません。

当行は契約締結の媒介を行います。そのため、お客さまのお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに契約は成立します。

.....

.....

生命保険商品一覧

【個人年金保険 / 投資型年金保険】

払込保険料の最低保証がない投資型年金保険

商品名	引受保険会社名
投資型年金保険 アクティブ	C生命保険相互会社

払込保険料の最低保証がある投資型年金保険

年金原資に最低保証があるタイプの投資型年金保険

商品名	引受保険会社名
投資型年金保険 スマート	A生命保険株式会社
投資型年金保険 プラス	E生命保険相互会社

年金受取総額に最低保証があるタイプの投資型年金保険

商品名	引受保険会社名
投資型年金保険 ベスト	B生命保険株式会社
投資型年金保険 ステップ	D生命保険株式会社

【個人年金保険 / 定額年金保険】

ご契約時にあらかじめ円建てで利回りが確定する定額年金保険

商品名	引受保険会社名
グッド ストーリーズ(円建て)	F生命保険株式会社
マイドリーム	G生命保険相互会社

ご契約時にあらかじめ外貨建てで利回りが確定する定額年金保険

商品名	引受保険会社名
グッド ストーリーズ(米ドル・ユーロ建て)	F生命保険株式会社

【一時払終身保険】

一定期間ごとに積立利率が変動する一時払終身保険

商品名	引受保険会社名
一時払終身保険 フレンド	H生命保険相互会社
一時払終身保険 パリユー	G生命保険相互会社

当行は生命保険の募集代理店です。生命保険の引き受けは行っておりません。生命保険の引き受けは引受保険会社が行っております。

預金ではなく生命保険商品です。当行が元本を保証する商品ではありません。

当行は契約締結の媒介を行います。そのため、お客さまのお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに契約は成立します。

.....
